

誘導基準及び認定基準（新築時） 令和4年10月以降

		誘導基準 (性能向上計画認定)	エネルギー消費性能基準 (省エネ基準適合認定表示)
非住宅（事務所等、学校等、 工場等）	一次エネ（BEI）	0.6 <sup>※1</sup>	1.0 <sup>※2</sup>
	外皮（BPI：PAL*）	1.0	-
非住宅（ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、集会所等）	一次エネ（BEI）	0.7 <sup>※1</sup>	1.0 <sup>※2</sup>
	外皮（BPI：PAL*）	1.0	-
住宅	一次エネ（BEI）	0.8 <sup>※1</sup>	1.0 <sup>※2</sup>
	外皮	UA値	0.6
		$\eta$ AC値	2.8
			0.87
			2.8

※1 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※2 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

誘導基準（増改築等時） 令和4年10月以降

		一次エネ基準 <sup>※1※2</sup>	外皮基準
住宅	既存部分が令和4年10月1日時点で存する場合	(建築物全体)	(建築物全体)
		BEI=1.0未満	省エネ基準
		(増改築等を行う部分)	(増改築等を行う部分)
	ZEH水準	ZEH水準	
	上記以外	(建築物全体)	(建築物全体)
		ZEH水準	ZEH水準
非住宅	既存部分が令和4年10月1日時点で存する場合	(建築物全体)	-
		BEI=1.0未満	
		(増改築等を行う部分)	
	ZEB水準		
	上記以外	(建築物全体)	(建築物全体)
		ZEB水準	BPI(PAL*)

※1 表にBEIの記載がある場合、標準計算法による評価も可能

※2 再生可能エネルギーを除いた省エネ性能

※ ZEH水準、ZEB水準はそれぞれ住宅、非住宅新築時の基準のことを示す。